

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那珂川市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県 那珂川市長

公表日

令和5年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法に基づき、国民年金に係る各種届出・申請・請求に伴う受理・審査・報告に関する事務を法定受託事務として行っている。番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【番号法別表第一に関する事務】</p> <p>①国民年金第1号被保険者の資格に関する届出の受理・審査・報告事務。 ②国民年金任意加入被保険者の資格に関する届出の受理・審査・報告事務。 ③付加保険料に関する届出の受理・審査・報告事務。 ④国民年金保険料の法定免除に関する届出の受理・審査・報告事務。 ⑤国民年金保険料の免除、猶予、学生納付特例に関する申請の受理・審査・報告事務。 ⑥基礎年金(国民年金のみ)等に関する裁定請求の受理・審査・報告事務。 ⑦寡婦年金・死亡一時金等に関する請求の受理・審査・報告事務。 ⑧国民年金受給権者(老齢基礎年金を除く)の現況届の受理・審査・報告事務。 ⑨年金手帳の再交付申請の受理・審査・報告事務。 ⑩国民年金加入者の宛名の管理。</p>
③システムの名称	国民年金、中間サーバー、団体内統合宛名
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.番号法第9条第1項 別表第一の31の項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 市民生活部 市民課 Tel.092-408-3359
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 市民生活部 市民課 Tel.092-408-3359

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月22日	5. 評価実施機関における 担当部署 ① 部署 ② 所属長	健康福祉部 国保年金健康課 国保年金健康課長 石橋 小百合	住民生活部 住民課 住民課長	事後	
平成30年10月1日	表紙 個人のプライバシー等 の権利利益の保護の宣言	那珂川町	那珂川市	事前	
平成30年10月1日	表紙 評価実施機関名	福岡県 那珂川町	福岡県 那珂川市	事前	
平成30年10月1日	I - 7 請求先	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那 珂川町役場 住民生活部 住民課 TEL:092-	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市 役所 住民生活部 住民課 TEL:092-408-3359	事前	
平成30年10月1日	I - 8 連絡先	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那 珂川町役場 住民生活部 住民課 TEL:092-	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市 役所 住民生活部 住民課 TEL:092-408-3359	事前	
令和1年6月30日	I - 5① 部署	住民生活部 住民課	市民生活部 市民課	事後	
令和1年6月30日	I - 5② 所属長の役職名	住民課長	市民課長	事後	
令和1年6月30日	I - 7 請求先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市 役所 住民生活部 住民課 TEL:092-953-2211	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市 役所 市民生活部 市民課 TEL:092-953-2211	事後	
令和1年6月30日	I - 8 連絡先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市 役所 住民生活部 住民課 TEL:092-953-2211	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市 役所 市民生活部 市民課 TEL:092-953-2211	事後	
令和1年6月30日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	
令和5年12月26日	II しきい値判断項目 1	令和2年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年12月26日	II しきい値判断項目 2	令和2年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	